

通商産業省

告示第2号

建設省

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第14条第1項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年通商産業省・建設省告示第2号）の全部を改正したので、告示する。

平成11年3月30日

通商産業大臣 与謝野 馨

建設大臣 関谷 勝嗣

## 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準

### 1 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準

建築主は、住宅（重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下同じ。）が、次の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準又は(2)に定める熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準のいずれかに適合するようにするものとする。

#### (1) 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷の基準

イ 住宅の年間暖冷房負荷が、別表第1に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第1に掲げる地域の区分						
---------------	--	--	--	--	--	--

年間暖冷房負荷の基準値（単位 1年間1平方メートルにつきメガジュール）	390	390	460	460	350	290
-------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ロ イの年間暖冷房負荷は、次の(イ)から(ホ)までに掲げる条件に従って求めた1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計（単位 メガジュール）を、住宅の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して算出すること。

(イ) 暖房及び冷房は、断熱構造（断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置を講じた構造をいう。以下同じ。）とする部分に囲まれたすべての空間において行うものとする。

(ロ) 暖房は、暖房期間（1年間のうちで日平均外気温が15℃以下となるすべての期間をいう。以下同じ。）において、室温18℃以上に設定して行うものとする。

(ハ) 冷房は、冷房期間（1年間のうちで暖房期間以外の期間をいう。）において、室温27℃以下、相対湿度60%以下に設定して行うものとする。

(ニ) 外気温（日平均外気温を含む。）については、5年間以上の気象データの平均を使用すること。

(ホ) 暖房負荷の計算においては次の に掲げる熱を、冷房負荷の計算においては次の 及び に掲げる熱を、それぞれ勘案すること。

#### 顕熱

- (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- (ii) 換気又は漏気によって輸送される熱
- (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱（全床から一様に常時一定量発熱するものとして計算する場合には、1時間1平方メートルにつき16.7キロジュールとすることができる。）
- (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

#### 潜熱

- (i) 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- (ii) 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱（全床から一様に常時一定量発熱するものとして計算する場合には、1時間1平方メートルにつき4.2キロジュールとすることができる。）

八 暖房度日（日平均外気温が18 を下回る日について、室温18 と当該日平均外気温との差を、

暖房期間にわたって合計した値をいう。)が4500度・日を超える地域においては、イに定める年間暖冷房負荷の基準値を、次の式により算出される数値とすることができる。

$$L_s = 0.09 \times D - 15$$

この式において、 $L_s$ 及び $D$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_s$  年間暖冷房負荷の基準値(単位 1年間1平方メートルにつきメガジュール)

$D$  暖房度日(単位 度・日)

(2) 地域の区分に応じた熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準

イ 地域の区分に応じた熱損失係数の基準

(1) 住宅の熱損失係数が、別表第1に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第1に掲げる地域の区分					
熱損失係数の基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)	1.6	1.9	2.4	2.7	3.7

(四) (イ)の熱損失係数は、次の式により算出すること。

$$Q = ( A_i K_i H_i + ( L_{Fi} K_{Li} H_i + A_{Fi} K_{Fi} ) + 0.35 n B ) / S$$

この式において、 $Q$ 、 $A_i$ 、 $K_i$ 、 $H_i$ 、 $L_{Fi}$ 、 $K_{Li}$ 、 $A_{Fi}$ 、 $K_{Fi}$ 、 $n$ 、 $B$ 及び $S$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q$  熱損失係数（単位 1平方メートル1度につきワット）

$A_i$  外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏（以下「外気等」という。）に接する第 $i$ 部位（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆った床又は床裏が外気に通じない床（以下「土間床等」という。）を除く。）の面積（単位 平方メートル）

$K_i$  第 $i$ 部位の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）により貫流する熱量等を勘案して算出するものとする。ただし、熱橋により貫流する熱量は断熱補強（熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化す

ることをいう。)の方法に応じて適切に算出するものとする。)

$H_i$  第  $i$  部位又は第  $i$  土間床等の外周の接する外気等の区分に応じて次の表に掲げる係数

外気	外気に通じる小屋裏 又は天井裏	外気に通じる床裏
1.0	1.0	0.7

$L_{Fi}$  第  $i$  土間床等の外周の長さ(単位 メートル)

$K_{Li}$  第  $i$  土間床等の外周の熱貫流率(内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。)

$A_{Fi}$  第  $i$  土間床等の中央部(外周より1メートル以内の部分を除いた部分をいう。以下同じ。)の面積(単位 平方メートル)

$K_{Fi}$  第  $i$  土間床等の中央部の熱貫流率（内外の温度差 1 度の場合において 1 平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。）

$n$  換気回数（0.5以上であって 2 の(2)で算出される相当隙間面積を勘案した適切な数値とする。ただし、熱回収装置の使用により暖房エネルギー消費量の削減が明らかに可能な場合にあつては、熱回収装置の使用に伴う空気搬送動力の増分を勘案した上で、適切に低減させることができるものとする。）（単位 1 時間につき回）

$B$  住宅の気積（単位 立方メートル）

$S$  住宅の床面積の合計（単位 平方メートル）

(ハ) 小規模な住宅（一戸建住宅、重ね建住宅及び連続住宅にあつては床面積100平方メートル以下、共同住宅にあつては床面積60平方メートル以下のものをいう。）については、(イ)に定める熱損失係数の基準値を、次の式により算出される数値とすることができる。

$$Q_{ss} = (1 + 0.005 (A_s - S)) Q_s$$

この式において、 $Q_{ss}$ 、 $A_s$ 、 $S$  及び  $Q_s$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{s s}$  小規模な住宅について適用される熱損失係数の基準値（単位 1平方メートル1度につきワット）

$A_s$  基準床面積（一戸建住宅、重ね建住宅及び連続住宅にあつては100、共同住宅にあつては60）（単位 平方メートル）

$S$  住宅の床面積の合計（単位 平方メートル）

$Q_s$  (イ)に定める熱損失係数の基準値（単位 1平方メートル1度につきワット）

(ニ) 冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅（別表第1の 地域におけるものを除く。）については、(イ)に定める熱損失係数の基準値を次の式により算出される数値とすることができる。

$$Q_{ps} = Q_s + m \cdot (f_i \cdot i \cdot A_{gi}) \cdot P_{SP} / S - R_o$$

この式において、 $Q_{ps}$ 、 $Q_s$ 、 $m$ 、 $f_i$ 、 $i$ 、 $A_{gi}$ 、 $P_{SP}$ 、 $S$ 及び $R_o$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{ps}$  冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅について適用される熱損失係数の基準値（単位 1平方メートル1度につきワット）

$Q_s$  (イ)に定める熱損失係数の基準値（単位 1平方メートル1度につきワット）

$m$  居室床面積1平方メートル当たりの蓄熱部位の熱容量に応じて次の表に掲げる

日射の有効利用率

居室床面積 1 平方メートル当たりの蓄熱部位 の熱容量（単位 1 度につきキロジュール）		日射の 有効利用率
床	床以外	
100以上	200以上	0.75
	200未満	0.70
50以上100未満	100以上	0.70
	100未満	0.60
	100以上	0.60

10以上50未満	100未満	0.50
10未満		0.50
<p>1 「蓄熱部位」とは、蓄熱に有効な熱容量を有する部位をいう。</p> <p>2 「居室床面積 1 平方メートル当たりの蓄熱部位の熱容量」とは、蓄熱部位の熱容量の合計を、居室の床面積の合計で除したものをいう。</p>		

$f_i$  真南から東西 $30^\circ$  の方位における外気に接する第  $i$  開口部の日除けによる補正係数

$i$  第  $i$  開口部のガラスの透過率

$A_{gi}$  第  $i$  開口部のガラス部分の面積（単位 平方メートル）

$P_{SP}$  別表第 2 に掲げる地域の区分に応じて次の表に掲げるパッシブ地域係数（単

位 1 平方メートル 1 度につきワット)

別表第 2 に掲げる地域の区分	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
パッシブ地域係数	2.3	4.8	7.3	9.8	12.3

S 住宅の床面積の合計 (単位 平方メートル)

R。別表第 1 及び別表第 2 に掲げる地域の区分に応じて次の表に掲げる標準的な住宅の日射利用効果補正值 (単位 1 平方メートル 1 度につきワット)

別表第 1 に掲げる地域の区分	別表第 2 に掲げる地域の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	0.047	0.099			

	0.047	0.099	0.151		
	0.054	0.113	0.171	0.230	
	0.054	0.113	0.171	0.230	0.288
			0.171	0.230	0.288

□ 地域の区分に応じた夏期日射取得係数の基準

(イ) 住宅の夏期日射取得係数が、別表第1に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第1に掲げる地域の区分					
夏期日射取得係数の基準値	0.08	0.07	0.06		

(ロ) (イ)の夏期日射取得係数は、次の式により算出すること。

$$\mu = \left( \sum_j (A_{ij} \cdot i_j) + A_{ri} \cdot r_i \right) / S$$

この式において、 $\mu$ 、 $A_{ij}$ 、 $i_j$ 、 $j$ 、 $A_{ri}$ 、 $r_i$ 及び $S$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\mu$  夏期日射取得係数

$A_{ij}$  第 $j$ 方位における外気に接する第 $i$ 壁（壁に設けられた開口部を含む。以下同じ。）の面積（単位 平方メートル）

$i_j$  第 $j$ 方位における第 $i$ 壁の夏期日射侵入率（入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。以下同じ。）

$j$  第 $j$ 方位及び別表第1に掲げる地域の区分に応じて次の表に掲げる係数

第 $j$ 方位	別表第1に掲げる地域の区分					

東・西	0.47	0.46	0.45	0.45	0.44	0.43
南	0.47	0.44	0.41	0.39	0.36	0.34
南東・南西	0.50	0.48	0.46	0.45	0.43	0.42
北	0.27	0.27	0.25	0.24	0.23	0.20
北東・北西	0.36	0.36	0.35	0.34	0.34	0.32

$A r_i$  第  $i$  屋根（屋根に設けられた開口部を含む。以下同じ。）の水平投影面積  
（単位 平方メートル）

$r_i$  第  $i$  屋根又は当該屋根の直下の天井（天井に設けられた開口部を含む。）の  
夏期日射侵入率

$S$  住宅の床面積の合計（単位 平方メートル）

## 2 地域の区分に応じた相当隙間面積の基準

(1) 建築主は、住宅の相当隙間面積を、別表第1に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下となるようにするものとする。

別表第1に掲げる地域の区分						
相当隙間面積の基準値（単位 1平方メートルにつき平方 センチメートル）	2.0		5.0			

(2) (1)の相当隙間面積は、次の式により算出するものとする。

$$C = 0.7V / S$$

この式において、C、V及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

C 相当隙間面積（単位 1平方メートルにつき平方センチメートル）

V 住宅の内外の圧力差が9.8パスカル（1mmAq）の時の隙間（換気口、換気ダクトその他室内外を直接連絡し、壁体内部への室内空気の侵入の原因とならない通気経路を除く。）を通過する風量（単位 1時間につき立方メートル）

〔S 住宅の床面積の合計（単位 平方メートル）

(3) 1の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準に適合する住宅又は1の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する住宅（1の(2)のイの(ハ)で算出される熱損失係数の基準値による場合を除く。）の相当隙間面積については、(1)に定める相当隙間面積の基準値を、1の(2)のイの(ロ)で算出される熱損失係数に応じ、次の表に掲げる数値とすることができる。

熱損失係数（単位 1平方メートル1度につきワット）	1.9以下	1.9より大きく3.7以下	3.7より大きい
相当隙間面積の基準値（単位 1平方メートルにつき平方センチメートル）	2.0	5.0	

### 3 防露性能の確保

建築主は、次の(1)及び(2)に留意し、住宅の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

#### (1) 表面結露の防止

住宅全体としては1の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分（開口部を除く。）を作らないこと。

#### (2) 壁体内結露の防止

防湿気密層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性及び気密性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）及び通気層（断熱層の外側に設ける空気の層で、両端が外気に開放されたものをいう。）の設置、乾燥木材の使用、小屋裏又は床下における換気口の設置その他の壁体内結露の発生を防止するための適切な措置を講じること。

### 4 換気量の確保

建築主は、換気回数を住宅全体で1時間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気（生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。）のための換気計画（新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。）の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気（汚染物質が発生する場所の局部的な換気をい

う。)のための計画をいう。)を策定するものとする。

#### 5 暖房機器等による室内空気汚染の防止

建築主は、燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

#### 6 暖房及び冷房に関わるエネルギー効率の確保

建築主は、暖房システム又は冷房システムを設置する場合にあっては、当該システムの使用方法及びエネルギー効率を考慮するよう努めるものとする。

#### 7 防暑のための通気経路の確保

建築主は、夏期の防暑上通風が有効である地域における住宅について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。

別表第1

地域の区分	都道府県名
	北海道
	青森県 岩手県 秋田県
	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県

	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
	宮崎県 鹿児島県
	沖縄県

1 次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、地域に区分されるものとする。

青森県 七戸町、十和田湖町、田子町

岩手県 葛巻町、岩手町、西根町、松尾村、湯田町、沢内村、山形村、安代町

2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、地域に区分されるものとする。

北海道 函館市、松前町、福島町、知内町、木古内町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、  
熊石町、大成町、北檜山町、島牧村、寿都町

宮城県 栗駒町、一迫町、鶯沢町、花山村

山形県 米沢市、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、  
大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、  
高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、朝日村

福島県 喜多方市、大玉村、長沼町、天栄村、田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、

南郷村、只見町、熱塩加納村、北塩原村、山都町、西会津町、高郷村、磐梯町、猪苗代町、河東町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、大信村、平田村、小野町、滝根町、大越町、常葉町、船引町、川内村、飯館村

栃木県 日光市、足尾町、栗山村、藤原町、塩原町

新潟県 入広瀬村、津南町、中里村

長野県 須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、更埴市、佐久市、白田町、佐久町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、八千穂村、軽井沢町、望月町、御代田町、立科町、浅科村、北御牧村、長門町、東部町、真田町、武石村、和田村、富士見町、原村、高遠町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、浪合村、平谷村、下條村、木曾福島町、上松町、檜川村、木祖村、日義村、開田村、三岳村、波田町、山形村、朝日村、奈川村、安曇村、梓川村、池田町、松川村、八坂村、美麻村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、豊野町、信濃町、牟礼村、三水村、戸隠村、鬼無里村

群馬県 長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、白沢村、利根村、片品村、川場村、水上町

山梨県 富士吉田市、小淵沢町、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町

岐阜県 高山市、丹生川村、清見村、荘川村、白川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、古川町、

国府町、河合村、上宝村

3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、地域に区分されるものとする。

青森県 青森市、深浦町、岩崎村

岩手県 宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、花泉町、平泉町、大東町、三陸町、  
田老町

秋田県 秋田市、能代市、本荘市、男鹿市、八森町、山本町、八竜町、峰浜村、昭和町、飯田川町、  
天王町、若美町、大瀧村、雄和町、仁賀保町、金浦町、象瀧町、矢島町、岩城町、由利町、  
西目町、鳥海町、大内町

茨城県 石岡市、下館市、小川町、美野里町、岩間町、岩瀬町、美和村、大子町、八郷町、  
千代田町、新治村、明野町、真壁町、大和村、協和町

群馬県 沼田市、赤城村、黒保根村、東村(勢多郡)、倉淵村、小野上村、万場町、中里村、  
上野村、下仁田町、南牧村、松井田町、中之条町、東村(吾妻郡)、吾妻町、高山村、  
月夜野町、新治村、昭和村

埼玉県 両神村、大滝村

東京都 奥多摩町

富山県 大沢野町、大山町、上市町、立山町、宇奈月町、細入村、平村、上平村、利賀村

石川県	吉野谷村、尾口村、白峰村
福井県	和泉村
山梨県	都留市、三富村、芦川村、上九一色村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、 武川村、勝山村、足和田村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
岐阜県	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、明宝村、和良村、東白川村、坂下町、川上村、 加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、串原村、上矢作町、萩原町、小坂町、下呂町、 馬瀬村、宮川村、神岡町
愛知県	稲武町
兵庫県	村岡町、美方町、関宮町
奈良県	生駒市、都祁村、平群町、室生村、野迫川村、大塔村
和歌山県	高野町、花園村
鳥取県	若桜町、関金町、日南町、日野町、江府町
島根県	仁多町、横田町、頓原町、赤来町、大和村、羽須美村、瑞穂町
岡山県	新見市、北房町、備中町、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町、勝山町、湯原町、美甘村、 新庄村、川上村、八束村、中和村、富村、奥津町、上斎原村、阿波村
広島県	庄原市、佐伯町、吉和村、筒賀村、戸河内町、芸北町、大朝町、千代田町、八千代町、

美土里町、高宮町、甲山町、世羅町、油木町、神石町、豊松村、三和町（神石郡）、  
上下町、総領町、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、西城町、東城町、  
口和町、高野町、比和町

徳島県 東祖谷山村

高知県 本川村

4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、上三川町、南河内町、  
上河内町、河内町、西方町、粟野町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、  
石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、氏家町、高根沢町、  
南那須町、烏山町、田沼町、葛生町

新潟県 新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、新津市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、両津市、  
白根市、豊栄市、上越市、京ヶ瀬村、笹神村、豊浦町、聖籠町、加治川村、紫雲寺町、  
中条町、黒川村、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、弥彦村、分水町、吉田町、巻町、  
西川町、黒埼町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村、栄町、中之島町、三島町、与板町、  
和島村、出雲崎町、寺泊町、刈羽村、西山町、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、三和村、

名立町、能生町、青海町、荒川町、神林村、山北町、粟島浦村、相川町、佐和田町、  
金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村

長野県 清内路村、大鹿村

宮崎県 都城市、小林市、えびの市、山田町、高崎町、高原町、須木村、西米良村、南郷村、  
西郷村、北郷村、北方町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

鹿児島県 大口市、宮之城町、鶴田町、薩摩町、菱刈町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、  
大隅町、財部町、末吉町

5 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、地域に区分されるものとする。

茨城県 波崎町

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、御前崎町、浜岡町

三重県 尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、鵜殿村

和歌山県 御坊市、新宮市、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、日置川町、すさみ町、  
串本町、那智勝浦町、太地町、古座町、古座川町

山口県 下関市

徳島県	由岐町、日和佐町、牟岐町、海南町、海部町、穴喰町
愛媛県	瀬戸町、三崎町、津島町、内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、東洋町、 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、赤岡町、香我美町、野市町、 夜須町、吉川村、伊野町、春野町、大方町、大月町、三原村
福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市、福江市、平戸市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、 三和町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、外海町、 口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町、大島村、生月町、 小値賀町、宇久町、田平町、江迎町、鹿町町、小佐々町、佐々町、吉井町、世知原町、 富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町、若松町、上五島町、新魚目町、有川町、 奈良尾町
熊本県	八代市、水俣市、本渡市、牛深市、三角町、千丁町、鏡町、田浦町、芦北町、津奈木町、 大矢野町、姫戸町、龍ヶ岳町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、天草町、河浦町
大分県	佐伯市、鶴見町、米水津村、蒲江町

別表第 2

地域の区分	都道府県名（沖縄県は対象外）
（い）	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、石川県
（ろ）	岩手県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
（は）	宮城県、福島県、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県
（に）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県
（ほ）	静岡県、高知県、宮崎県、鹿児島県

1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（い）地域に区分されるものとする。

岩手県 葛巻町、湯田町、沢内村、安代町

福島県 田島町、下郷町、舘岩村、檜枝岐村、伊南村、南郷村、只見町、熱塩加納村、北塩原村、山都町  
西会津町、高郷村、柳津町、会津高田町、三島町、金山町、昭和村

富山県 氷見市

島根県 頓原町、赤来町、大和村

2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（ろ）地域に区分されるものとする。

北海道 札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、根室市、千歳市、  
登別市、恵庭市、大野町、七飯町、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町、鹿部町、砂原町、  
森町、長沼町、東藻琴村、女満別町、美幌町、津別町、小清水町、端野町、訓子府町、置戸町、

常呂町、遠軽町、上湧別町、湧別町、白老町、早来町、追分町、厚真町、鷓川町、穂別町、平取町、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、忠類村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、阿寒町、鶴居村、白糠町、音別町、別海町、中標津町、標津町

青森県 八戸市、十和田市、七戸町、三沢市、百石町、六戸町、上北町、下田町、六ヶ所村、東通村、三戸町、五戸町、田子町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、倉石村、新郷村

宮城県 蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、中新田町、小野田町、宮崎町、色麻町、岩出山町、鳴子町、築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村、迫町、東和町、中田町、石越町、南方町

山形県 山形市、上山市、天童市、東根市、山辺町、中山町

福島県 福島市、会津若松市、喜多方市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、月舘町、川俣町、飯野町、安達町、大玉村、本宮町、東和町、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、北会津村、塩川町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、河東町、会津本郷町、新鶴村、西郷村、矢吹町、大信村、飯舘村

栃木県 栗山村、藤原町、那須町

群馬県 嬭恋村、草津町、片品村、水上町、新治村

新潟県	糸魚川市、新井市、湯沢町、津南町、牧村、妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町、清里村、青海町
石川県	金沢市、松任市、山中町、野々市町、白峰村、津幡町、高松町、七塚町、宇ノ気町、内灘町
長野県	長野市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、清内路村、阿智村、浪合村、平谷村、根羽村、下條村、木曾福島町、上松町、南木曾町、檜川村、木祖村、日義村、開田村、三岳村、王滝村、大桑村、山口村、生坂村、穂高町、奈川村、安曇村、堀金村、池田町、松川村、八坂村、美麻村、白馬村、小谷村、大岡村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信州新町、豊野町、信濃町、牟礼村、三水村、戸隠村、鬼無里村、小川村、中条村、豊田村、栄村
愛知県	稲武町
兵庫県	豊岡市、加美町、神崎町、大河内町、山崎町、一宮町、波賀町、千種町、城崎町、竹野町、香住町、日高町、出石町、但東町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町、八鹿町、養父町、大屋町、関宮町、生野町、和田山町、山東町、朝来町、氷上町、青垣町、市島町
和歌山県	美里町、高野町、花園村、清水町、美山村、龍神村
岡山県	新見市、北房町、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町、勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、新庄村、川上村、八束村、中和村、加茂町、富村、奥津町、上齋原村、阿波村、鏡野町、勝田町、奈義町、勝北町、大原町、東粟倉村、西粟倉村、久米町
山口県	萩市、長門市、三隅町、日置町、油谷町、川上村、阿武町、田万川町、阿東町、むつみ村、

須佐町、旭村、福栄村

徳島県 池田町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村

愛媛県 久万町、面河村、美川村、柳谷村、小田町、広田村、内子町、五十崎町、河辺村

3 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、（は）地域に区分されるものとする。

岩手県 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、三陸町、田老町、山田町、田野畑村、普代村、野田村

茨城県 石岡市、山方町、美和村、水府村、里美村、大子町、八郷町、千代田町、真壁町

栃木県 日光市、今市市、大田原市、矢板市、黒磯市、上河内町、足尾町、塩谷町、氏家町、喜連川町、馬頭町、小川町、湯津上村、黒羽町、西那須野町、塩原町

群馬県 沼田市、赤城村、東村(勢多郡)、倉渕村、子持村、小野上村、中里村、上野村、中之条町、東村(吾妻郡)、吾妻町、長野原町、六合村、高山村、白沢村、利根村、川場村、月夜野町、昭和村

埼玉県 小鹿野町、両神村、大滝村、神泉村

山梨県 富士吉田市、三富村、芦川村、上九一色村、三珠町、高根町、長坂町、大泉村、忍野村、山中湖村、足和田村、鳴沢村

岐阜県 多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、南濃町、養老町、上石津町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、谷汲村、大野町、池田町、春日村、本巣町、高富町、伊自良村、武芸川町、武儀町、上之保村、美並村、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、兼山町、笠原町、蛭川村、岩村町、山岡町、明智町、金山町

静岡県	小山町
愛知県	春日井市、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町、藤岡町、小原村、下山村、足助町、旭町、設楽町、東栄町、豊根村、富山村、津具村
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
三重県	上野市、名張市、亀山市、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町、菰野町、関町、芸濃町、白山町、美杉村、飯南町、飯高町、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
滋賀県	大津市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、志賀町、栗東町、中主町、野洲町、石部町、甲西町、水口町、安土町、蒲生町、竜王町、永源寺町、五個荘町、能登川町、愛知川町、多賀町
奈良県	奈良市、五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、曽爾村、御杖村、新庄町、當麻町、香芝市、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	海南市、橋本市、野上町、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町、かつらぎ町、高野口町、九度山町、金屋町、中津村、本宮町
広島県	広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、大野町、八千代町、向原町、福富町、豊栄町、大和町、河内町、本郷町、安芸津町、御調町、久井町、向島町、内海町、沼隈町、神辺町、新市町
徳島県	市場町、阿波町、川島町、山川町、美郷村、脇町、美馬町、半田町、貞光町、一字村、穴吹町、

木屋平村、三野町、三好町、山城町、三加茂町

香川県 観音寺市、塩江町、香川町、香南町、綾上町、綾南町、綾歌町、琴南町、満濃町、琴平町、仲南町、高瀬町、山本町、大野原町、豊中町、豊浜町、財田町

高知県 本山町、大豊町、土佐町、大川村、本川村、池川町、吾川村、吾北村、越知町、檮原町、東津野村、仁淀村

熊本県 砥用町、旭志村、大津町、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村、御船町、益城町、矢部町、清和村、泉村、水上村

大分県 日田市、庄内町、湯布院町、久住町、九重町、玖珠町、前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町、院内町、安心院町

宮崎県 五ヶ瀬町

4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(に)地域に区分されるものとする。

岐阜県 岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、川島町、岐南町、笠松町、柳津町、海津町、平田町、輪之内町、安八町、墨俣町、北方町、穂積町、巣南町、真正町、糸貫町

静岡県 富士宮市、御殿場市、裾野市、芝川町、川根町、中川根町、本川根町、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、引佐町

大阪府 大阪市、堺市、高石市、田尻町

兵庫県 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、播磨町、家島町、津名町、淡路町、北淡町、

一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町

岡山県 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、灘崎町、早島町、山手村、清音村、船穂町、金光町、鴨方町、寄島町、里庄町、真備町

広島県 呉市、因島市、海田町、熊野町、坂町、江田島町、音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、宮島町、能美町、沖美町、大柿町、黒瀬町、安浦町、川尻町、豊浜町、豊町、大崎町、東野町、木江町、瀬戸田町

山口県 防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、久賀町、大島町、東和町、由宇町、大畠町、上関町、大和町、田布施町、平生町、橘町、和木町

愛媛県 松山市、今治市、北条市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、関前村、中島町、松前町、三崎町、津島町、内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町

高知県 北川村、馬路村、土佐山田町、香北町、物部村、鏡村、土佐山村、伊野町、佐川町、窪川町、大野見村、葉山村、日高村、大正町、十和村、西土佐村

福岡県 大牟田市、柳川市、筑後市、大川市、城島町、大木町、三瀨町、瀬高町、大和町、三橋町、山川町、高田町

佐賀県 佐賀市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、千代田町、芦刈町、太良町

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、多良見町、長与町、

時津町、琴海町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、外海町、小長井町、有明町、国見町、瑞穂町、南串山町、加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、巖原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町

宮崎県 えびの市、西米良村、南郷村、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町

鹿児島県 川内市、串木野市、阿久根市、出水市、大口市、加世田市、国分市、笠沙町、大浦町、川辺町、市来町、東市来町、日吉町、吹上町、金峰町、樋脇町、入来町、東郷町、宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村、野田町、高尾野町、東町、長島町、菱刈町、加治木町、始良町、蒲生町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町

5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(ほ)地域に区分されるものとする。

東京都 八丈町、青ヶ島村、小笠原村

神奈川県 横浜市、横須賀市、三浦市、葉山町

愛知県 豊橋市、田原町、赤羽根町、渥美町

三重県 伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、二見町、南勢町、南島町、紀勢町、大内山村、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町、紀伊長島町、海山町、御浜町、紀宝町、鵜殿村

和歌山県 新宮市、白浜町、上富田町、日置川町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座町

徳島県 阿南市、鷲敷町、相生町、由岐町、日和佐町、牟岐町、海南町、海部町、宍喰町

大分県 佐伯市、鶴見町、米水津村、蒲江町